

平成22年度税制改正（非課税等特別措置）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	6	府省庁名 国土交通省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
見直し項目名	阪神・淡路大震災の被災者が取得した代替家屋に係る課税標準の特例措置の廃止		
見直し内容(概要)	<p>震災復興土地区画整理事業及び震災復興市街地再開発事業を実施する特定地区において、代替家屋を取得した場合における当該代替家屋の不動産取得税の課税標準について、価格に当該代替家屋の床面積に対する被災家屋の床面積割合を乗じて得た額を価格から控除する特例措置を廃止する。</p>		
関係条文	地方税法附則第11条第10項、地方税法施行令附則第7条第8項		
廃止又は縮減の理由	<ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路大震災の発生から10年以上が経過し、特例の対象地区における震災復興土地区画整理事業及び震災復興市街地再開発事業がほぼ終了しており、関係地方公共団体において要望の意向がないことから、被災者の生活再建等による被災地域の復興支援という政策目的と照らし合わせると「合理性」が認められると言い難い。 		
増収見込額	1.4		(単位:百万円)